



●助成対象承認通知を受けた方へ 不燃化特区・除却

今後、下記の流れで必要書類をご提出ください。
□印の書類が必要です。

- ① 助成対象承認通知書の受取 助成金交付に必要な事項が記載されています。保管よろしくお願ひします。

② 除却工事着手届 除却工事着手後速やかに提出

- 工事着手届（第8号様式）・添付書類は後日提出可



添付書類	<input type="checkbox"/> 除却工事請負契約書の写し	契約者、施工業者、工事内容等、見積書と同一であること 請書の場合、注文書写しもあわせて提出する 金額に変更がある場合は変更額の内訳がわかる書類を添付してください。
	<input type="checkbox"/> 建築リサイクル法に基づく届出済みであることを証するもの	除却建築物の床面積 80 m ² 以上の場合、法に基づく届出が必要です。 書面申請：「届出書」副本写し、電子申請：「受領書」写しを提出



建物の除却工事→完了



③ 除却工事完了報告 除却工事完了後速やかに提出

※除却工事が完了した時点で、区担当者に先にご一報お願ひします。

- 工事完了報告書（第9号様式）・添付書類は後日提出可



添付書類	<input type="checkbox"/> 整地後の現況写真（2方向以上）	申請時の現況写真との比較ができるよう、同一の角度で撮影 敷地全体の除却状況が確認できるもの
	<input type="checkbox"/> 除却工事領収書の写し	契約者、施工業者、工事内容等、契約書と同一であること 金額に変更がある場合は変更額の内訳がわかる書類を添付してください。

（区による現地確認）

区職員による現地確認を行います。立会は不要です。更地の写真撮影を行います。

④ 助成金交付申請 建築工事完了報告後に提出

- 助成金交付申請書（第10号様式）



（助成金交付決定）

区による内容審査後、助成金交付を決定し、「助成金交付決定通知書」を発行します。

⑤ 助成金交付請求 交付決定通知書発行後に提出

- 助成金交付請求書（第13号様式）



- 口座振替依頼書



印は助成金交付請求書の印と同一のものを押してください。
建替えする方（申請者）が複数名義の場合「助成金受領委任状」が必要です。
助成金は代表者の方に一括して支払います。

区で手続後、指定口座に助成金をお振込みします。（交付請求後3～4週間程度かかる場合があります）

※○印：大田区指定様式（様式は大田区 HP 参照）

●申請内容に変更があった場合

助成金の申請内容に変更があった場合（除却工事の内容変更があった場合等）、変更承認申請を行う必要があります。区担当者にご連絡の上、下記の書類をご提出ください。

助成対象変更承認申請書（第4号様式）

◎

変更内容がわかる資料、図面等

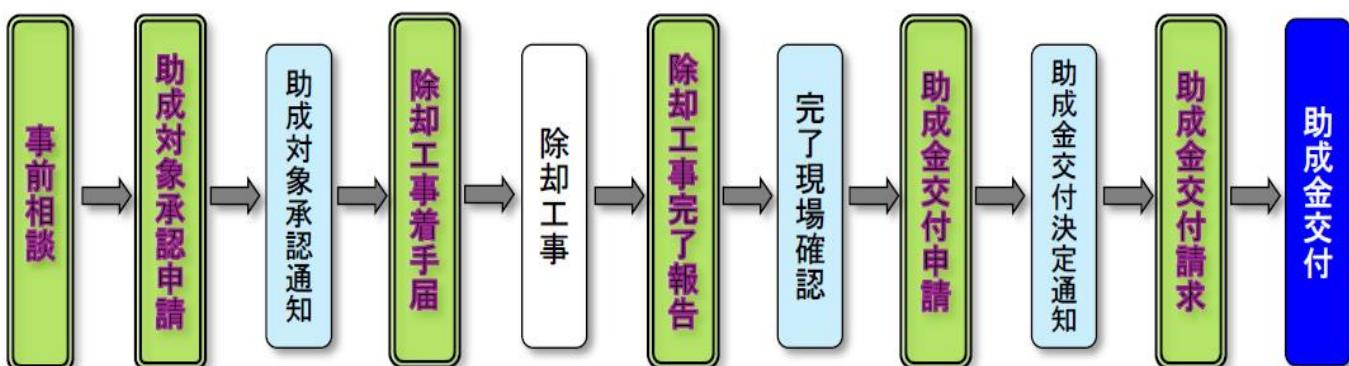
除却工事内容変更の場合は、変更内容が分かる内訳書等を添付してください。

※◎印：大田区指定様式（様式は大田区HP参照）

●制度全般に関する注意事項

助成金の承認申請から交付までの間に翌年度にまたがるものについては、議会が翌年度予算を承認後、助成金の完了手続きを行うまで交付は確定しませんのでご了承ください。

（参考）助成までの全体の流れ



【問い合わせ先】大田区 まちづくり推進部 防災まちづくり課 市街地整備担当

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号 電話 03-5744-1338（直通）